三十六

分野　船員
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　〇三一　海面漁業
　　ＪＳＩＣ　四五一　外航海運業
　　ＪＳＩＣ　四五二　沿海海運業
留保の種類　市場アクセス（第四十六条）
　　内国民待遇（第四十七条）
政府の段階　中央政府
措置　船員法（昭和二十二年法律第百号）第四章
　　第九次雇用対策基本計画（平成十一年八月十三日閣議決定）
　　運輸省海上技術安全局船員部長通達（平成二年第百十五号）
　　運輸省海上技術安全局船員部長通達（平成二年第三百二十七号）
　　国土交通省海事局長通達（平成十六年第百五十三号）
概要　日本国の企業により雇用された外国人は、関連の通達に掲げる船員を除くほか、日本国を旗国とする船舶において働くことはできない。

三十七

分野　職業上の安全及び衛生に関連するサービス
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　七二九九　他に分類されない専門サービス業
　　ＪＳＩＣ　七四四一　商品検査業
　　ＪＳＩＣ　七四五二　環境計量証明業
　　ＪＳＩＣ　八二二二　職業訓練施設
留保の種類　市場アクセス（第四十六条）
政府の段階　中央政府
措置　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五章及び第八章
　　登録製造時等検査機関等に関する規則（昭和四十七年労働省令第四十四号）
　　作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二章及び第三章
　　作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）
概要　作業機械の検査及び検定のサービス、職業上の安全及び衛生に関連する技能講習等のサービス又は作業環境測定サービスを提供しようとする者は、日本国内に居住し、又は事務所を設置し、厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けなければならない。

三十八

分野　測量業
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　七四二二　測量業
留保の種類　市場アクセス（第四十六条）
政府の段階　中央政府
措置　測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第六章
概要　測量業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣の登録を受けなければならない。

三十九

分野　運輸業
小分野　航空運輸業
産業分類　ＪＳＩＣ　四六〇〇　主として管理事務を行う本社等
　　ＪＳＩＣ　四六二一　航空機使用業（航空運送業を除く。）
留保の種類　市場アクセス（第四十六条）
　　内国民待遇（第四十七条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
　　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
　　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章
概要　１　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
　　２　航空機使用業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。
　　(a)　日本国の国籍を有しない自然人
　　(b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
　　(c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
　　(d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人
　　航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。
　　３　外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。

四十

分野　運輸業
小分野　航空運輸業（航空機登録原簿への航空機の登録）
産業分類　市場アクセス（第四十六条）
留保の種類　内国民待遇（第四十七条）
政府の段階　中央政府
措置　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章
概要　１　次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。
　　(a)　日本国の国籍を有しない自然人
　　(b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
　　(c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
　　(d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人
　　２　外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。

四十一

分野　運輸業
小分野　通関業
産業分類　ＪＳＩＣ　四八九九　他に分類されない運輸に附帯するサービス業
留保の種類　市場アクセス（第四十六条）
政府の段階　中央政府
措置　通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）第二章
概要　通関業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、その業に従事しようとする地を管轄する税関長の許可を受けなければならない。

四十二

分野　運輸業
小分野　貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。）
産業分類　ＪＳＩＣ　四四四一　集配利用運送業
　　ＪＳＩＣ　四八二一　利用運送業（集配利用運送業を除く。）
留保の種類　最恵国待遇（第四十五条）
　　市場アクセス（第四十六条）
　　内国民待遇（第四十七条）
政府の段階　中央政府
措置　貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで
　　貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）
概要　１　次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。
　　(a)　日本国の国籍を有しない自然人
　　(b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの